

鳥獣被害の現状と対策

令和2年11月
農林水産省 農村振興局

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和3年度予算概算要求額 16,035（10,010）百万円】

<対策のポイント>

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**捕獲活動の抜本的強化の取組**や、**ジビエフル活用に向けた取組**等を支援します。

<政策目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化（生息頭数等を平成23年度から半減（シカ、イノシシで約200万頭）〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大（ジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t）〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

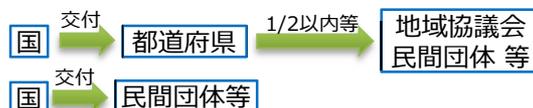
- 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※（1/2以内、侵入防止柵の資材費のみ交付対象とする場合は定額支援）
- **捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動**
 - ・捕獲活動経費の直接支援（獣種やジビエ利用に応じた上限単価以内で定額支援）
シカ・イノシシは捕獲頭数の増加に応じて上乗せ支援
 - ・捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援
〔限度額内で定額支援〕
- 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援（2,300万円以内を定額支援）

○ ジビエフル活用に向けた取組

- ・利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備 ※〔1/2以内〕
- ・放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援〔限度額内で定額支援〕
- ・捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入
- ・ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額支援〕

<事業の流れ>

※は地域協議会の構成員も可



<予算額の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 概算要求額
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	160
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5		

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

<事業イメージ>

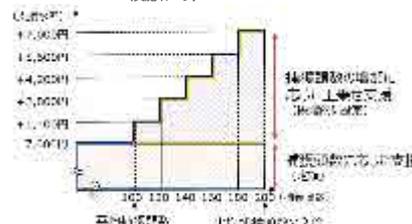
〔総合的な鳥獣対策・ジビエフル活用への支援〕



〔捕獲活動の抜本的強化〕

① 捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援

シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大2倍まで上乗せ支援
〔実施イメージ〕



② 捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築



〔ジビエフル活用に向けた取組〕

① 利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備による処理体制の構築



② 放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援



③ 捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入



（億円）

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

〔 19 生産第 9424 号 〕
〔 平成 20 年 3 月 31 日 〕
〔 農林水産省生産局長通知 〕

改正 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年 5 月 29 日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 24 年 4 月 6 日

平成 25 年 5 月 16 日

平成 26 年 2 月 6 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 9 日

平成 27 年 10 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 3 月 31 日

平成 29 年 9 月 29 日

平成 30 年 2 月 1 日

平成 30 年 3 月 30 日

平成 31 年 3 月 29 日

最終改正 令和 2 年 1 月 30 日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
 - イ 事業の目標
 - ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
 - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
 - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - カ その他必要な事項
- (2) 事業内容欄の1の(1)の②「有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。
- ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備
 - イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
 - ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及
 - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施
 - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5) 事業内容欄の1の(1)の⑤の「サル複合対策」については、ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追い払い、追上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせるものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(1)の⑥の「他地域人材活用」については、都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。